

食品の新たな機能性表示制度に関する検討会開催要領（案）

第 1 趣旨

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成 25 年度中に検討を開始し、平成 26 年度中に結論を得た上で実施することとしている。

これらの閣議決定を受け、消費者庁長官のもと「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、特定保健用食品制度及び栄養機能食品制度を維持しつつ、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、検討を行うこととする。

第 2 検討項目

- （1）食品の新たな機能性表示制度に係る安全性確保の在り方
- （2）食品の機能性表示を行うに当たって必要な科学的根拠の考え方
- （3）消費者にとって誤認のない食品の機能性表示の方法の在り方
- （4）その他

第 3 スケジュール及び今後の進め方

現行の食品の機能性表示制度や米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を始めとする海外の食品表示制度の現状等を踏まえ、関係者からのヒアリング等を行いつつ検討を進め、平成 26 年夏を目途に報告書を取りまとめる。

第 4 委員等

- （1）検討会は、別紙の者で組織する。
- （2）検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- （3）座長は、検討会を統括する。
- （4）座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第 5 運営

- （1）検討会の庶務は、厚生労働省及び農林水産省の協力を得て、消費者庁食品表示企画課において処理する。
- （2）座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。

- (3) 検討会は原則として公開にて行う。
- (4) 検討会の資料は、各回終了後、消費者庁ウェブサイトにより公表する。
ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (5) 検討会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ホームページ等により公表する。
- (6) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

食品の新たな機能性表示制度に関する検討会 委員名簿

あかまつ 赤松	りえ 利恵	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
うめがき 梅垣	けいぞう 敬三	(独) 国立健康・栄養研究所情報センター長
おおたに 大谷	としお 敏郎	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構理事、食品総合研究所所長
ごうだ 合田	ゆきひろ 幸広	国立医薬品食品衛生研究所薬品部長
こうの 河野	やすこ 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長
こだま 児玉	ひろこ 浩子	帝京平成大学健康メディカル学部健康栄養学科教授
さがら 相良	はるみ 治美	月刊「食生活」編集長
しみず 清水	としお 俊雄	名古屋文理大学健康生活学部フードビジネス学科教授
せきぐち 関口	よういち 洋一	健康食品産業協議会会長
つたに 津谷	きいちろう 喜一郎	東京大学大学院薬学系研究科特任教授
てらもと 寺本	たみお 民生	帝京大学臨床研究センター長
◎ まつざわ 松澤	ゆうじ 佑次	大阪大学名誉教授、一般財団法人住友病院院長
みやじま 宮島	かずよし 和美	公益社団法人日本通信販売協会理事
もりた 森田	まき 満樹	消費生活コンサルタント

(◎座長、五十音順、敬称略)